

令和2年5月26日

入居者家族様 各位

社会福祉法人騏忠会  
理事長 斎藤忠治

### 面会一部再開のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度当施設では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する埼玉県の緊急事態宣言解除を受けて、下記のとおり面会を一部再開する運びとなりましたのでご案内申し上げます。

まずは、略儀ながら書中をもちましてお知らせ申し上げます。末筆ながら、皆様のご多幸とご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

### 記

■開始：6月1日（月）より

■時間：平日の9：30～11：00と14：00～16：00のみ。土日は面会不可。

■方法：居住スペースでの面会ではなく、ソーシャルディスタンスを確保して地域交流ホールにて面会して頂きます。面会者が居住スペースに立ち入るのではなく、職員が入居者様を地域交流ホールへお連れするスタイルの面会を想定しております。

■お願い

○面会はひと家族週1回2名様まで、1回あたり20分程度でお願いします。

○地域交流ホールのスペースの関係上1度に入館できる人数には制限があります。これにより、速やかなご案内ができない場合もあります。ご了承くださいませ。

○マスク持参・入館前検温・手指消毒の徹底をお願いします。マスクなし・体温37度以上は入館出来ません。

○中学生以下のお子様の入館はご遠慮くださいませ。

■『面会再開を一部』に留める理由

○当施設には免疫力が低下しているなど、易感染状態にある方が多数入居されており、すべての入居者様を引き続き感染症から守る必要があること。

○緊急事態宣言解除は新型コロナウイルス感染症終息宣言ではなく、今後も、第2波、第3波の可能性があること。

○館内に出入りする人数と時間を最小限にし、接触の機会を減らすことが感染リスクの低減につながること。

等面会制限により感染のリスクを減らす効果は大きいと考えているからです。

今後の状況によっては面会制限の見直しを速やかに行ってご連絡して参ります。今暫くのご理解とご協力を何卒お願いいたします。

以上